

## 介護職員等特定処遇改善加算の取組みについて

### 1. 算定状況：特定加算（Ⅰ）

### 2. 処遇改善方法

#### i) 経験・技能のある介護職員

- ・介護福祉士
- ・当施設での介護職員としての経験が10年以上の介護職員。中途採用者については、他事業所での介護職経験の7割を考慮する。
- ・常勤職員については、夜勤手当を1回あたり3,000円増額し、9,000円とする。
- ・特定加算手当として、常勤職員には月9,000円支給する。非常勤職員には月所定労働時間(160時間)で除した金額56円を各職員の労働時間に乘じた金額を支給する。
- ・年度末に「他の介護職員」、「その他の職種」との支給割合が、2:1:0.5となるように追加加算手当を支給する。

#### ii) 他の介護職員

- ・(i) 経験・技能のある介護職員以外の介護職員である事。
- ・常勤職員については、夜勤手当を1回あたり3,000円増額し、9,000円とする。
- ・特定加算手当として、常勤職員には月3,000円支給する。非常勤職員には月所定労働時間(160時間)で除した金額18円を各職員の労働時間に乘じた金額を支給する。

#### iii) その他の職種

- ・特定加算手当として常勤職員には月3,000円支給する。非常勤職員には月所定労働時間(160時間)で除した金額18円を各職員の労働時間に乘じた金額を支給する。
- ・支給中に賃金総額が440万円を上回った時点で、支給を停止する。

### 3. 職場等環境要件について

#### i) 資質の向上

- a) 介護福祉士を目指す実務者研修受講支援や介護福祉士受験の支援を行う。
- b) 研修の受講の機会を増やす。

#### ii) 労働環境・処遇の改善

- a) 新人職員へのOJT制度。並びに新人教育担当の配置。
- b) 介護支援ソフトを活用し、介護職員以外とも情報共有できる環境を構築。
- c) 介護事故発生、苦情発生時の対応マニュアルを作成し、責任の所在を明確にしている。
- d) 健康診断・ストレスチェックの実施。喫煙場所は屋外に設置。

#### iii) その他

- a) 介護サービス情報公表制度を活用し、施設の見える化をしている。
- b) 配置基準以上に介護職員を配置している。